

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### (開催要領)

- 1 日時 平成27年8月24日（月）9:32～9:54
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博	医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 鈴木 亘	学習院大学経済学部経済学科教授
委員 本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員 八代 尚宏	国際基督教大学教養学部客員教授 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <関係省庁>

熊木 正人	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長
武内 和久	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長
佐藤 守孝	厚生労働省老健局高齢者支援課長
朝川 知昭	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

#### <事務局>

川上 尚貴	内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊	内閣府地方創生推進室次長

### (議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 保育士資格と介護福祉士資格の取得促進等
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 本日も早朝より委員の方々、それから関係省庁にはお出でいただきまして、ありがとうございます。

国家戦略特区のワーキンググループということで、本日は午前中でございますが、11時20分までを予定しておりますが、四つのセッションをさせていただきます。

最初に厚労省にお出でいただきまして、先日のワーキンググループの中で富山県から御提案があった事項でございますが、「保育士資格と介護福祉士資格の取得促進等」という

ことで提案をいただいておりますので、それについての担当省庁の見解を述べていただくということで、既に文書ではいただいております。委員のお手元にはその旨お配りをさせていただいているところでございます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 早朝よりお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○熊木室長 私、厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室長の熊木と申します。

全体について少しお話し申し上げたいと思います。

と申しますのは、お手元に配付資料がございますでしょうか。最初に「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」という縦長の紙があるかと思うのですが、現在、厚生労働省におきまして、福祉サービスの提供全般について少し見直しをしていくこうという検討をしてございます。省内での検討プロジェクトを設けたものでございます。

これは最初のほうに書いてございますが、福祉サービスが多様化、複雑化しているということと、及び人口減少ということがありますので、こういう新しい課題の中でどうしていくかということ、福祉サービスの提供面についてビジョンと概算要求も視野に入れて検討するということで現在検討しているところでございます。

この中で三つございまして、括弧で書いておるものでございますが、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの提供の仕組み、生産性の向上、さらには人材の育成、確保といったものについて検討し、概算要求ということでございますので、今月中に基本的には取りまとめをして、ビジョンという文書化はもしかすると来月ぐらいになるかもしれません、そういうところでやってございます。

この中で一つ目のニーズに即応できる地域の福祉サービスの提供の仕組みというのは、現在、社会福祉制度は高齢福祉、障害福祉、児童福祉という形で、制度ごとにこれまで構築されてきたということがございます。これは制度の発展過程においては非常に良かったと思っていますが、その中で制度の狭間というのも生まれるということがございますので、それがばらばらで考えるのではなくて、総合的なサービス提供ということも考えていこうではないかといったことを検討しているということでございます。

そうしますと、今回、富山県からの四つのお題をいただいてございます。当然ながら、こういうビジョンを検討するに当たりましては、地方からの要望というのも考えながら検討してございます。その中で、今申し上げた紙にございますように、人材についてもビジョンの中では触れるということにしておりますとともに、とりわけ富山県からいただいた四つの課題のうち、三つ目と四つ目でございますが、三つ目については、高齢者施設として補助金を出した、あるいは子供の施設として補助金を出したというものについて転用するときの要件緩和ということがございましたので、こういったものについては、具体的にビジョンの中に盛り込んで検討していくという旨を来月になろうかと思いますが、ビジ

ョンとして発表をさせていただきたいと今のところ考えてございます。

四つ目の児童施設とその他の施設を、例えば、合わせて総合的に整備したときの共用部分についてとか、施設について総合的に作ったときに、ばらばらではなくてもう少し要件を明確化してほしいということがございますが、それについても、そのビジョンの中でガイドラインとして策定していくということを明記していきたいと、現在のところそういうように検討してございます。

すなわち、それぞれについて私どもとして検討する、あるいはやっていくということについて、来月になろうかと思いますが、盛り込んでまいりたいと思います。

これらのいずれにしても予算の仕組みであったりとか、規制の明確化ということありますので、どちらかというとどこかの地域限定ということではなくて、当然ながら全国的にやるべきだというように考えますので、そのように進めていきたいということでございます。

1番と2番につきましては、それぞれ少し御説明する点がございますので、少しバトンタッチさせていただきたいと思います。

○武内室長 それでは、9010の一番上の提案ですけれども、こちらは保育士資格を有する方が介護の介護福祉士の資格を取りやすいような環境整備をすべきだということで具体的に保育士資格を有する方々の介護福祉士の受験資格の緩和などが具体的な提案内容として入っています。

それによって、保育士の資格を持った方々の介護分野への流入を促進しようという考え方でされているものです。これにつきまして、当方の考え方を3点申し上げたいと思います。

まず、1点目は前提ですが、介護の世界では資格を持っている方と資格を持っていない方、資格の有無にかかわらず従事することができます。したがって、介護福祉士という資格は、今日お手元の資料にございますが、名称独占資格です。したがいまして、この中に経緯、概要、資格取得方法などございますけれども、介護福祉士の資格を取った場合には、二つ目の○にありますように、介護福祉士という名称を用いて業務をすることができるということです。ただし、無資格者も当然多くの方がいらっしゃいますので、今介護現場では4割の方が介護福祉士で、6割の方が無資格者の方々です。その資格取得方法には①～③までありますように、国家試験、あるいは養成施設で教育を受けていただくということでルートが設定をされています。

そうした意味において、介護福祉士の要件、介護福祉士をどういうように取得するかということ自体が直接介護人材全体の人材の問題とは直結しておりません。

他方、介護福祉士は一番下にありますが、現在130万人の方が登録しています。しかし、一つ大きな政策的課題としては、毎年10万人程度増えていく介護福祉士の方々の約4割が未就業です。すなわち、50万人強の方々が就職をしていない。この潜在介護福祉士をどうするかという問題がありますて、この点、今回の社会福祉法の改正案を現在国会で審議中

ですが、こちらの中にもそういった対策を盛り込んでいます。それが一つ目です。

二つ目ですが、これが特区そのものに見解としてお答えするならばということですが、端的に申しますと、この御提案、やるのであれば特区ではなくて国として全国的な政策課題としてやるという考え方立ちたいということです。これはなぜかと申しますと、介護福祉士の国家試験というのは、国が試験センターというところで一元的に試験を行っている国家資格でありまして、その法律で規定する資質を確保するために、国で一元的に試験問題を作り、試験を実施することになっているということで、この国が一元的に実施しているという観点から、特区で行うということにはなじまないということです。

3点目ですが、なお、この政策課題については、私どもとしては類似した問題意識を持っていますので、検討していきたいと考えています。具体的には、今年の前半、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書において、介護福祉士資格の受験しやすい環境の整備、検討を行うということを明記しています。この中では、さまざまなアイデアが審議会の中で出ました。部分的に合格を認定していく仕組みなど、受験しやすい環境の整備を行っていこうという提案がされています。

また、先ほど御紹介がありました、新たな福祉サービスのシステムのあり方検討プロジェクトチームにおいて、この人材に関しましては、福祉分野の総合的な人材の育成のあり方というテーマが入っておりますので、こういった観点も踏まえまして、福祉横断的な観点で、国において全国統一の考え方を検討し、整理していきたいと考えています。

以上です。

○朝川課長 続きまして、保育課長でございます。

縦紙1枚で、一番上に「日本再興戦略」改訂2015と書いてある紙でございますが、介護福祉士から保育士資格を取りやすくする、そういうような御提案ですけれども、ここについては既に今年の日本再興戦略で閣議決定したものがございまして、その箇囲みの上のところですけれども、他の国家資格等を有する者の活用の検討ということで、福祉系国家資格取得者や子育て支援員が保育士資格を取りやすくするための方策について、検討会において速やかに検討を開始、結論を得た上で順次所要の措置を講ずるということで決めてございますので、特区というよりも、こういう全国的な枠組みのもとで検討を進めていきたいと思っております。

一応下に四角囲みしておりますのは、留意事項ですけれども、これは認定こども園法の附則ですが、平成24年に今の子ども・子育て支援新制度を作ったときの法律改正ですけれども、その附則で検討規定が置かれておりまして、幼稚園教諭と保育士の資格について一体化を含めて検討を進めるということで、幼保連携型の認定こども園については、幼稚園教諭の資格と保育士の資格、両方を持っていることが条件とされていて、今経過措置期間中ではありますが、例えば、幼稚園教諭であれば保育士資格を取りやすく措置を講じていますし、保育士資格を持っている人が幼稚園教諭を取りやすくする特例措置を講じていただきしますので、それぞれのカリキュラムを揃える方向での議論が進められてきております

ので、そういう幼稚園教諭のカリキュラムとの兼ね合いも含めながら、福祉資格間の資格を取りやすくする環境整備、その検討も進めていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

福祉横断的な制度を考えてらっしゃるということで、今回の提案と方向性が一致しているものだと思います。

委員の方から御質問、御意見を頂戴する前に、私からお聞きしたいのですが、先ほど部分的資格の検討も進めているとおっしゃった。これはどの資格について部分的資格でしょうか。

○武内室長 介護福祉士の資格取得に当たってです。例えば、今は1回で試験をパスしなければいけない。それを去年はこの科目、今年はこの科目というようにモジュール化して、部分的に取っていけば、それが総合して資格になっていくというようなやり方がいいのではないか。

○八田座長 准介護士というような形ではないですね。部分的なものをそれぞれの専門に応じた資格としてみなすということではないというわけですね。

○武内室長 5分の1介護福祉士みたいなことではないです。

○八田座長 それは専門に応じてね。

○武内室長 5分の1ずつ取っていけば、いずれ、それが1になったときには介護福祉士。

○八田座長 分かりました。私からはそれだけで、あとどうぞ、阿曾沼先生。

○阿曾沼委員 色々な取組みをされているということは分かったのですが、全体的なスケジュール感とマイルストーンをどうお考えですか。いつまでに何をして、いつから実施するのか、全国一斉にやるのか、その辺の現状や考え方を聞かせていただけますか。

○熊木室長 それぞれということになろうかと思うのですけれども、例えば、補助金を転用する際のルール作りについては、これは私どもとしてはやろうと思ってビジョンとして打ち出していこうということを申し上げました。

どれぐらいできるかみたいなことは、実は関係省庁と御相談しないといけないと思っています。補助金の使い方として、ある補助金として支出したもの、ほかのものとして使いますという話ですので、おそらく全体的な整理というのも当然あろうかと思いますので、その辺でどういうようになろうかということは補助金全般を所管する省庁としてどう考えるかということによることかなと考えます。ただ、ビジョンとしてもうやるという、検討するということはすぐにでも出すということ。

高齢者施設と保育施設みたいなものが合わさって造るときに、一つの設備が同じなのだから一つは要らないのではないか、両方で二つなければいけないか、一つでいいかみたいな話は、それはガイドラインとして出そうと考えております。これについては、今年度中にガイドラインを作るということについて、中で相談をしてございます。いずれにしても、そういうものはできるだけ早く明確にしたいと考えます。

○阿曾沼委員 新しい制度を作るにしても、それが法律上もしくは運用上で現実性があるかという検討や議論は、机上の空論だけではなかなかうまくいかないのではないかでしょうか。やはり、国家戦略特区の枠組みを活用して実験的なことをまずはやってみる。そして、全国ということも考えられるのではないかと思うのですが。ガイドラインを今年中に作り、そしてモデル地区選定しますというより、富山県でやってみると、いわゆる政策プロセスの中に国家戦略特区の仕組みを組み入れていくということが面白いのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○熊木室長 今、申し上げた二つの点について申し上げますと、どちらかというと、どこかで実験的にこれをやってみて、いいのかどうかを検証して広げていくというタイプのものではなくて、例えば、補助金はAという目的で支出した補助金をBという目的で使っていいかどうかという話なので、どちらかと言うと、私どもとしては、省庁間で決めてやりますという方向で打ち出しをし、もう全国的にもやってしまうという、全国的に進めてしまうというのが一つの手法かなと思います。

ガイドラインについても、少し富山県とも当然ながら相談する必要があろうと思っていますが、ただ、今言われております紙で拝見させていただいたもので見ますと、今のところ明確化されていないということです。つまり、いいとか悪いとかというのが私どもとしては実は悪いと思っていないのだけれども、それが明確に文書化されていないので、明確化してほしいということと理解しましたので、そういうものについては、どこかの地域ではいいのだ、こちらの地域ではダメなのだという話ではなくて、やはり全国的に明確にもうそれはいいというように言っていくということだと思います。なお、そういう意味では広げていくというよりもどんどんやってしまうということ。

○阿曾沼委員 ガイドラインは今年度いっぱいということですけれども、実施というのは大体2000何年ぐらいを考えているのですか。

○熊木室長 それはもう明確化ですので、もう私どもとしてそれは例え、それぞれで調理室を置かなくてもいいということであればそれはいいという形、ガイドラインを出せば、すなわちすぐに適用されるという考え方です。

○阿曾沼委員 分かりました。ありがとうございました。

○八田座長 では、八代委員、どうぞ。

○八代委員 まず、福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームというのは画期的なことだと思いますが、これは25年前にやった福祉の基礎構造改革と同じような考え方ですね。あのときの最大の問題点は措置制度が残っている児童福祉であって、ほかの福祉はそれなりに横割ができたので、今回はそういう意味では児童家庭局も全面協力ということでおろしいですね。全国的にやるのだということですが、その場合、この富山県の提案内容は当然全国でやってもらうならば別に特区でやる必要はないのですが、これぐらいの中身を含んでいるということでしょうかということです。そうであれば結構だと思います。

○八田座長 鈴木先生、何かありますか。

○鈴木委員 先ほど阿曾沼先生がおっしゃったスケジュール感のほうですけれども、3、4のほうは今お答えいただいたのですが、資格のほうは保育課と老健局のほうでどれぐらいのスケジュールを考えているのかというのをお聞きしたいと思います。

○武内室長 一番上、社会・援護局ですけれども、3年間でやります。平成27年度では介護福祉士の実態をしっかりと把握をします。どういう機能を担っていくのかということをもう一度定義を明確にしていく。平成28年度には、それに基づいて関係者との議論をし、合意形成を図っていく。そして、平成29年度には制度化、制度に落としていく、3年間でやっていくということを審議会の報告書でも明記してあります。

○朝川課長 保育課長です。

まず、八代先生の児童の分野が遅れているという点については、別に遅れているわけではなくて、サービスの特性があつて色々な議論があつて、徐々に進歩してきているということですので、この4月に新制度ができましたように、環境を作りながら着実に進めてきているということですので、遅れているわけではありませんので。

今回のプロジェクトチームで検討課題はいくつかあると思うのですけれども、今日テーマになっています国庫負担の国庫補助金の返納の特例を緩やかにするとかというのは、まさに保育所として設置したものが今後、特養というのはあまりないかもしれないですが、デイサービスとかに転換していくときに、保育所はどうしても児童人口が全国的には減少する傾向があるわけで、早く転換したいというニーズが地方から出されているのは子どもの分野が中心だったりしますので、そういうことを踏まえながら、しっかりとこのプロジェクトチームの中で一緒に結論を出していければと思います。

あと資格についてのスケジュールについては、今この場でもいくつか御提案をいただいた限定保育士試験とか、色々なことで養成課程の検討を順次検討課題をこなしながら進めてきていますので、順番をこなしながら次に出てきた話題、そういったものもこなしていくたいと思いますので、今明示的にスケジュール組みができているわけではございませんが、前に検討しているものを順次こなしながらやっていきたいと、そんなに遅れないようやっていきたいと思います。

○八田座長 本間先生、どうぞ。

○本間委員 3番目の提案の補助金のところですけれども、御回答のところに、最後、一定期間についての財産処分制限を設けることは必要と考えているということで、これは具体的にどの程度の制限とお考えなのですか。

○熊木室長 これは関係省庁と議論してみないと難しい点ではございます。ただ、いわゆる一定期間と書きましたのは、いきなり0年で高齢者施設として整備をしました、作った途端に児童施設ですというのはさすがに難しいだろう。ということは、おのずとそういう限界はあるのだろう。どの線なのか。5年なのか、7年なのかとか、あるいはその要件を何か手続でもう少し見直すところなのかとか、もう少し幅広い議論をした上でやっていき

たいということでございます。

○八田座長 ほかにございませんか。

事務局からは何かコメントはございますか。

○川上室長代理 特には。

○八田座長 それでは、基本的に、これはかなりポジティブに全国でもって取り上げるお考えだということです。私どもとしても富山県にそういう役所の御意向をお伝えして、向こうの考えも聞いて、そして、次のステップに入りたいと思います。

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。